

免税軽油対象業種一覧

岩手県・広域振興局

令和7年4月1日

石油化学製品製造事業

◎免税軽油対象用途

石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法第144条の6)

◎免税軽油対象の石油化学製品及び用途

石油化学製品	用途
エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース、印刷インキ用溶剤	原料（ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途
ポリプロピレン	製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途

(地方税法施行令第43条の6)

船 舶

◎免税軽油対象用途

船舶（政令で定めるものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

（地方税法附則第12条の2の7第1項第1号）

「政令で定める船舶」は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

（地方税法施行令附則第10条の2の2第1項）

◎免税軽油対象機械

- ・ 船舶法の規定による船舶
- ・ 漁船
- ・ 浚渫船
- ・ 海上保安庁、海上自衛隊の艦船 等

「専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶」とは、いわゆるプレジャーボートをいい、例えば、クルージング、釣り、ダイビング、パラセーリング等のマリンレジャー等（事業として提供され、行われているものを除きます。）に専ら使用する船舶が該当します。

船舶の動力源の用途に供される軽油は、主として船舶の推進機関の動力源の用途に供されるものですが、その他始動のための始機及び補助動力としての補機並びに発電用動力の用に供するものも含まれます。ただし、船舶において機械器具等の洗浄用に使用される軽油は「船舶の動力源の用途」に該当しません。

◎免税軽油対象外使用例

船舶の機械器具等の洗浄用への使用、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に使用する船舶への使用 等

自衛隊又はオーストラリア軍隊

◎免税軽油対象用途

自衛隊又は地方税法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
（地方税法附則第12条の2の7第1項第2号）

◎免税軽油対象使用者

- ・ 自衛隊
- ・ オーストラリア軍隊

◎免税軽油対象機械

- ・ 電源車
- ・ けん引車
- ・ 大型移動整備車
- ・ フォークリフト
- ・ パワーショベル
- ・ 乗用草刈機
- ・ 防衛用レーダー
- ・ 管制用レーダー
- ・ 射撃統制装置
- ・ 音波機械（艦船ソナー等）
- ・ 整備教育用エンジン
- ・ 火砲及び誘導武器の発射装置
- ・ 通信の用に供する機械
- ・ レーダーの整備用機械
- 等

主として「通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するもの」の維持又は使用のために用いられる場合に限り、空調装置、照明器材等についても対象となりますが、単に基地の施設及び設備の維持管理のために用いられるものは対象から除かれます。

（地方税法施行令附則第10条の2の2第2項・第3項、地方税法施行規則附則第4条の7第1項）

◎免税軽油対象外使用例

道路運送車両法の規定により登録を受けている自動車等への使用 等

鉄道事業又は軌道事業等

◎免税軽油対象用途

鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
（地方税法附則第12条の2の7第1項第3号）

◎免税軽油対象使用者

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ・ 鉄道事業法の規定により許可を受けて鉄道事業を営む者 | ・ 軌道法の規定により特許を受けて軌道事業を営む者 |
| ・ 専用の鉄道を設置する者 | ・ 専用側線において車両の入換作業を営む者 |
- （地方税法施行令附則第10条の2の2第4項）

◎免税軽油対象の用途及び機械

- | | |
|------------|-------|
| ・ ディーゼル機関車 | ・ 気動車 |
|------------|-------|
- ディーゼル機関の余熱を利用して暖房を行う軽油及び軽油を動力源として発動発電機を稼働し、車内点灯、冷暖暖房等を行う場合に使用される軽油も対象に含まれます。
- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ・ 客車の冷暖房に使用される軽油（発動発電機を含む。） | ・ 電気機関車において使用される軽油（蒸気発生装置を含む。） |
|-----------------------------|--------------------------------|
- ・ 応急修理のために故障現場において使用される車両の動力源の用途
- 車両機械器具等の洗浄の用に供される軽油については、車両の動力源の用途に含まれません。
- | |
|---|
| ・ 日本貨物鉄道株式会社が専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械 |
|---|
- （地方税法施行令附則第10条の2の2第5項）

◎免税軽油対象外使用例

車両機械器具等の洗浄への使用、日本貨物鉄道株式会社が専らコンテナ貨物の積卸しの用に供する機械のうち道路運送車両法に規定により登録を受けているものへの使用 等

林業及び素材生産業

◎免税軽油対象用途

農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第4号)

◎免税軽油対象使用者

- ・ 林業を営む者
国又は地方公共団体が、農業試験場、畜産試験場、学校等において実験実習等のために林業を行う場合を含みます。
- ・ 素材生産業を営む者で、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である者
(地方税法施行令附則第10条の2の2第6項、地方税法施行規則附則第4条の7第3項)

◎免税軽油対象機械

- ・ 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械
動力耕うん機、プラウ、トラクター、ブルドーザー、碎土機、ハロー鎮圧機
林業を営む者が苗畑において山林用苗木の養成等のために使用する場合に限り、対象となります。
- ・ 製材機
- ・ 集材機
- ・ 積込機
- ・ 可搬式チップ製造機 (ポータブルチップパー)
(地方税法施行令附則第10条の2の2第7項)

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

◎免税軽油対象使用者

- ① 日本標準産業分類「製造業」のうち「2123コンクリート製品製造業」を営む者
- ② 日本標準産業分類「製造業」のうち「2129その他のセメント製品製造業」を営む者

◎免税軽油対象機械

・ 事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

フォークリフト、ショベルローダー 等

専ら①及び②の事業における製品又はその原材料等の積卸しのために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

事業場外でのセメント製品又はその原材料の積卸しへの使用、除雪への使用等

生コンクリート製造業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するもの」とは、自ら使用の権限を有する自動車（製造した生コンクリートを事業場外において運搬する装備を備えたアジテーター車等又は実態として事業場外において生コンクリートの運搬に使用するトラック等の車両）により事業場外において生コンクリートを運搬するものをいいます。

◎免税軽油対象使用者

- ・ 日本標準産業分類「製造業」のうち「2122生コンクリート製造業」を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・ 事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

フォークリフト、ショベルローダ、ホイールローダ、バックホー、ブルドーザー

◎免税軽油対象外使用例

事業場外での骨材の積卸しへの使用、除雪への使用 等

鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

（地方税法附則第12条の2の7第1項第5号）

削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

（地方税法施行令附則第10条の2の2第8項）

「鉱物」とは、鉱業法に規定する鉱物をいい、「岩石」とは、採石法に規定する岩石をいい、「砂利」とは、砂利採取法に規定する砂利をいいます。

「事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）」とは、通常鉱物、岩石又は砂利の掘採作業及び砂利の洗浄作業並びにこれらに付随する選別、加工、積込、廃土石の処理又は運搬等の作業を行う場所をいいます。したがって、例えば鉱物の精錬を行っている事業場はこれに含まれません。なお、事業場の範囲には、いわゆる一般交通の用に供する場所は含まれません。

◎免税軽油対象使用者

・ 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者

◎免税軽油対象機械

・ 削岩機、動力付試すい機、事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

削岩機、動力付試すい機（ボーリンク機械、自走能力を有しないもの）、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、スクレーパ、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機（砂利採取車）、サンドポンプ、ショベルローダー、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラック 等

鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込み及び運搬等、鉱物、岩石又は砂利の掘採事業に密接不可分な作業を行う場合に使用するもののみが対象となります。例えば、掘採に附随して行う廃土石の処理に使用するものは対象となりますが、その事業に使用する木材、鋼材等の副資材を運搬するために使用するものは対象とはなりません。

◎免税軽油対象外使用例

事業場外での鉱物の積込み等への使用、事業に使用する木材等の副資材の運搬への使用、除雪への使用 等

とび・土工工事業で総務省令で定めるもの

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り（地方税法附則第12条の2の7第1項第5号）

とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

（地方税法施行令附則第10条の2の2第8項）

「とび・土工工事業で総務省令で定めるもの」は、建設業法の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。

（地方税法施行規則施行規則附則第4条の7第4項）

◎免税軽油対象使用者

・建設業法の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行う者が営むとび・土工工事業を営むもの
「とび・土工・コンクリート工事」とは、建設業法別表第一に定めるものをいいます。

「専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業」とは、事業量、所得又は稼働日数等を総合的に勘案して、とび・土工・コンクリート工事をおおむね専業として行っていると認められる者が営むとび・土工工事業をいいます。

◎免税軽油対象機械

・工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法の規定により登録を受けているものを除く。）

くい打ち機、くい抜き機、ブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クローラードリル、アースドリル、クレーン 等

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

鋳さいバラス製造業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

鋳さいバラス製造業を営む者(租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者(以下「中小事業者等」という。))の事業場内において専ら鋳さいの破碎又は鋳さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

◎「鋳さいバラス」とは

「鋳さい」とは、製鉄所の溶鋳炉において銑鉄を生産する際に、溶鋳炉内に浮上する鉄分以外の残さいをいい、「鋳さいバラス」とは、鋳さいを空気冷却し、岩盤状にした後、道路の舗装用、鉄道の道床用等の用途に応じた形状に破碎したものをいいます。

◎免税軽油対象使用者

- ・ 鋳さいバラス製造業を営む者のうち次の要件を満たす中小事業者等(個人又は法人)
 - 1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(ただし、次に掲げる法人を除く。)
 - (1) 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人
 - (2) 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人
 - (3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
 - ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
 - イ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
 - 2 資本金又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人(ただし、当該法人が通算親法人である場合には、1(3)に掲げる法人を除く)
 - 3 常時使用する従業員の数が千人以下の個人

◎免税軽油対象機械

- ・ 事業場内において鋳さいの破碎又は鋳さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く)
ブルドーザー、トラクター 等

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

港湾運送業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

◎免税軽油対象使用者

- ・ 港湾運送業を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・ 港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

ブルドーザー、モーターグレーダ、スクレーパ、ショベルローダ 等

港湾において製品、原材料等の運送荷役のために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

倉庫業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

倉庫業法の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途（地方税法施行令附則第10条の2の2第8項）

◎免税軽油対象使用者

- ・ 倉庫業法の規定による登録を受けて倉庫業を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・ 倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）
フォークリフト、ショベルローダ 等
倉庫において専ら寄託を受けた物品の積卸しのために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち同法に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

◎免税軽油対象使用者

- ・ 貨物利用運送事業法の規定により鉄道に係る第一種貨物利用運送事業の登録を受けて貨物利用運送事業を営む者
- ・ 貨物利用運送事業法の規定により鉄道に係る第二種貨物利用運送事業の許可を受けて貨物利用運送事業を営む者
- ・ 鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・ 駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

フォークリフト、ショベルローダ 等

駅の構内において鉄道により運送される貨物の運送荷役のために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

航空運送サービス業で総務省令で定めるもの

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

空港法第4条第1項各号に掲げる空港、同法に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途

(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

「航空運送サービス業で総務省令で定めるもの」は、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

(地方税法施行規則施行規則附則第4条の7第5項)

◎免税軽油対象使用者

- ・航空運送サービス業（飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業）を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・飛行場において、航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行うために使用される機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

パッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車、けん引車、トランスポーター、ハイリスト・ローダ、フォークリフト、搭載車、航空機けん引車、電源車、汚水車、排水車、冷暖房車、特殊整備作業車、機内清掃車、フード・ローダ、給水車、給油車、ドレン回収車、ハイドラントピット車、エア・スターター、作業台車

飛行場において、航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行うために使用される機械が対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

除雪への使用 等

※ 岩手県内に免税軽油の対象となる空港、飛行場はありません。

廃棄物処理事業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する埋立地をいう。以下同じ。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者（以下「中小事業者等」という。）を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

◎免税軽油対象使用者

廃棄物処理事業を営む者（次に掲げる者）

- ・ 地方公共団体
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により市町村長の許可を受けた者（**一般廃棄物収集運搬業者**）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により市町村長の許可を受けた者（**一般廃棄物処分業者**）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の収集又は運搬の規定により都道府県知事の許可を受けた者（**産業廃棄物収集運搬業者**）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により都道府県知事の許可を受けた者（**産業廃棄物処分業者**）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた者（**特別管理産業廃棄物収集運搬業者**）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により都道府県知事の許可を受けた者（**特別管理産業廃棄物処分業者**）
- ・ 市町村長により一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者
- ・ 港湾管理者（廃油処理事業を行う場合に限る。）
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により国土交通大臣の許可を受けた者（廃油処理事業を行う場合に限る。）

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては、次の中小事業者等に該当しないものは対象となりません。

ただし、中小事業者等に該当しない事業者であっても、一般廃棄物処分業との兼業や災害廃棄物処分の委託を受けるなどして、産業廃棄物と一般廃棄物を同じ機械で処分する場合には、当該処分のために使用する機械については対象となります。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、次に掲げる法人を除く。）
 - (1) 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人
 - (2) 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人
 - (3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
 - ア 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
 - イ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
- 2 資本金又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人（ただし、当該法人が通算親法人である場合には、1(3)に掲げる法人を除く）
- 3 常時使用する従業員の数が千人以下の個人

◎免税軽油対象機械

- ・ 廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

スクレーパ、ドラグライン、コンパクトホイール・ドーザ、ホイール・ローダ、クローラ・ローダ、トラック 等

廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立に密接不可分な作業を行う場合に使用するものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

廃棄物の埋立地以外での運搬等への使用、除雪への使用 等

木材加工業で総務省令で定めるもの

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

「木材加工業で総務省令で定めるもの」は、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業とする。
(地方税法施行規則附則第4条の7第7項)

◎免税軽油対象使用者

次に掲げる者

①一般製材業を営む者

専ら丸太等の素材を製材機械によって板、角材等の製材とする事業を営む者が該当します。森林組合及び森林組合連合会が製材工場を営む場合もこれに含めません。

②単板製造業を営む者

専ら単板（合板の原材料として用いられる単板）を製造する事業を営む者が該当します。

③床板製造業を営む者

専ら床板を製造する事業を営む者が該当します。

④木材チップ製造業を営む者

専ら木材チップを製造する事業を営む者が該当します。森林組合及び森林組合連合会が木材チップ工場を営む場合もこれに含めません。

⑤造作材製造業を営む者

専ら木製サッシ、羽目板、入口、階段等の造作材を製造する事業を営む者が該当します。

⑥合板製造業を営む者

専ら合板を製造する事業を営む者が該当します。

⑦建築用木製組立材料製造業を営む者

専ら木製プレカット製品（木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分に使用する製材又は集成材に、あらかじめ継手加工又は仕口加工を施してある製品）、トラス組製品（組立ばりのうち、各部材が三角形を構成するように造られた骨組製品）等の建築用木製組立材料を製造する事業を営む者が該当します。

⑧パーティクルボード製造業を営む者

専らパーティクルボード（木材の小片を尿素樹脂等の合成樹脂接着剤を混合し、圧熱等により板状に成形したもの）を製造する事業を営む者が該当します。

⑨木材防腐処理業を営む者

専ら防腐の措置を施した木材（産業標準化法に基づく日本産業規格A9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に適合する処理方法により防腐の措置を施したものに限ります。）を製造する事業を営む者が該当します。

◎免税軽油対象機械

- ・ 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン

専ら①から⑨までの事業における原材料、中間製品又は製品の積卸しのために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

事業場外での原材料等の積卸しへの使用、除雪への使用 等

木材市場業で総務省令で定めるもの

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

「木材市場業で総務省令で定めるもの」は、政令第56条の57第1項に規定する市場（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの。）を開設し、又は経営する事業とする。
(地方税法施行規則附則第4条の7第8項)

◎免税軽油対象使用者

・木材市場業を営む者

「木材市場業を営む者」とは、木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則として競り売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、経営する事業を営む者が該当します。

「その売買が原則として競り売り又は入札の方法により行われる市場」には、競り売り又は入札のみにより行われるものはもとより、市が開かれる日以外において競り売り又は入札の方法により売買が行われるものであっても、当該市場における売買が「原則として競り売り又は入札の方法により行われる」ものであると認められるものである限り木材市場に含まれます。

◎免税軽油対象機械

・事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン

専ら商品である木材の積卸しのために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

事業場外での木材の積卸しへの使用、除雪への使用 等

堆肥製造業で総務省令で定めるもの

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法の規定により登録を受けているものを除く。）又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
(地方税法施行令附則第10条の2の2第8項)

「堆肥製造業で総務省令で定めるもの」は、肥料の品質の確保等に関する法律の規定により届出がされた事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。
(地方税法施行規則附則第4条の7第9項)

◎免税軽油対象使用者

・バーク堆肥製造業を営む者

「バーク堆肥」とは、肥料の品質の確保等に関する法律に規定する「特殊肥料」のうち、主としてバーク（樹皮）を原料とし、堆積腐熟させたものをいいます。

「肥料の品質の確保等に関する法律の規定により届出がされた事業場内で行われるバーク堆肥製造業を営む者」とは同法の規定により届出を行った事業場内で専らバーク堆肥を製造する事業を営む者が該当します。

◎免税軽油対象機械

・事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

ショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト 等

専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用されるものが対象となります。

◎免税軽油対象外使用例

事業場外での原材料等の積卸しへの使用、除雪への使用 等

索道事業

◎免税軽油対象用途

木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り
(地方税法附則第12条の2の7第1項第5号)

鉄道事業法の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途（地方税法施行令附則第10条の2の2第8項）

◎免税軽油対象使用者

- ・ 鉄道事業法の規定による許可を受けて索道事業を営む者

◎免税軽油対象機械

- ・ 専らスキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法の規定による登録を受けているものを除く。）

ゲレンデ整備車、圧雪車

専らスキー場（ゲレンデ、スキーコース及びハーフパイプにおける滑走路）の整備のために使用される圧雪のための特殊なカタピラを備えた機械をいいます。

- ・ 専らスキー場の整備整備のために使用する雪を製造するための装置を備えた機械

自走式又は固定式降雪機

専らスキー場の整備のために使用される人口的に雪を製造し、当該製造した雪を降らせるための装置を備えた機械をいいます。

◎免税軽油対象外使用例

雪上車・投雪機への使用、駐車場の除雪への使用 等